

後期高齢者医療の 被保険者の皆さんへ

問合せ 国保年金課医療係

保険料率が改定されます

後期高齢者医療保険に加入している人の平成30・31年度の保険料率が決まりました。被保険者1人当たりの医療給付費が減少したことなどを理由に、保険料率が下がります。

均等割額 45,379円 (28・29年度 46,984円)

所得割率 8.76% (28・29年度 9.54%)

30年度の保険料額 = 45,379円 + (29年中の所得金額 - 33万円) × 8.76%

※100円未満は切捨てで限度額は62万円です。

所得金額などに応じて均等割額が2～9割軽減される場合もあります。30年度の保険料は、7月中旬に届く決定通知書でご確認ください。年金や口座振替以外の方は納付書が同封されますので、お近くの指定金融機関でお支払いください。

限度額適用・ 標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の医療機関窓口での負担（食事代など）が軽減される認定証です。現在使用している認定証の有効期限は7月31日(火)です。認定証の交付を受けている人で、30年度も対象になる人には、8月以降に使用する認定証を7月下旬に郵送します。

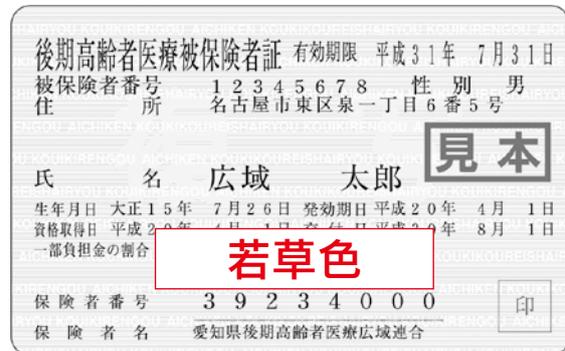
新しい保険証を 7月中旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日(火)です。8月1日(水)から使用する保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便は、受け取るときに受領印またはサインが必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、案内に従って受け取ってください。

有効期限の切れた古い保険証は、市役所、各公民館（西端を除く）、農業者コミュニティセンター、南部・東部市民プラザに設置している保険証回収箱へ返却するか、個人で細かく裁断するなどして破棄してください。

保険証は有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(水)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい若草色の保険証を提示してください。



△新しい保険証はオレンジ色から若草色に変更

衣浦衛生組合 財政状況の公表

問合せ 衣浦衛生組合 ☎(41)3479

衣浦衛生組合は、年2回財政状況を公表します。これは碧南市・高浜市からの分担金、国・県からの補助金など、大切なお金がどのように使われているかを明らかにするものです。

内容は平成30年3月31日現在の同年度下半期の執行状況を始め、組合財産の現況、組合債の残高などです（千円未満四捨五入のため、合計などが一致しないことがあります）。

●組合財産の状況

土地	49,672.88㎡
建物（延面積）	21,414.94㎡
物品	14点

●組合債の状況

区分	現在高（千円）
し尿処理施設建設	492,938
ごみ処理施設建設	2,123,361

●一般会計歳入歳出予算執行状況

予算現額は3月補正分まで、収入・支出済額は平成30年3月31日現在で出納調書によるものです。

歳入

収入済額 13億9,195万8千円（執行率79.9%）

科目	予算現額 (A)千円	収入済額 (B)千円	執行率 (B/A×100)%
分担金および負担金	1,267,148	1,072,959	84.7
使用料および手数料	206,423	194,281	94.1
財産収入	3,301	3,304	100.1
繰越金	98,414	98,415	100.0
諸収入	16,373	22,999	140.5
組合債	150,600	0	0.0

歳出

支出済額 12億2,272万3千円（執行率70.2%）

科目	予算現額 (A)千円	支出済額 (B)千円	執行率 (B/A×100)%
議会費	488	487	99.8
総務費	53,065	45,702	86.1
衛生費	1,604,847	1,102,677	68.7
公債費	73,859	73,858	100.0
予備費	10,000	0	0.0